

高等教育の修学支援新制度とは？

「高等教育の修学支援新制度」は、住民税非課税世帯及びそれに準じる世帯の本科4年生～専攻科2年生の学生に対して、次の支援を行う制度です。

- ・ 給付奨学金（原則返還が不要な奨学金）
- ・ 授業料等の減免（授業料と入学金の免除または減額）

支援額は世帯収入に応じて、4つの区分があります。

支援額

区分	給付奨学金（月額）		授業料免除 （年額）
	自宅通学	自宅外通学	
区分Ⅰ	17,500 円	34,200 円	全額免除
	(25,800 円)		234,600 円
区分Ⅱ	11,700 円	22,800 円	2/3 免除
	(17,200 円)		156,400 円
区分Ⅲ	5,900 円	11,400 円	1/3 免除
	(8,600 円)		78,200 円
区分Ⅳ	4,400 円	8,600 円	1/4 免除
	(6,500 円)		58,650 円

※生活保護（扶助の種類を問いません。）を受けている生計維持者と同居している人及び社会的養護を必要とする人で児童養護施設等から通学する人は、上表のカッコ内の金額です。

※支援区分は、毎年9月に見直しされます。

※併せて、第一種奨学金の貸与をうける場合、給付奨学金の支援区分に応じて、第一種奨学金の月額が調整されます。

※大学編入及び専攻科進学をする場合は、手続きすることにより、編入学・入学先でも引き続き支援を受けることができます。また、支援区分に応じて入学料が免除されます。

支援要件及び選考基準

申込資格（入学時期等に関する）及び選考基準（学力成績等に係る基準，収入基準・資産基準）を満たす人が対象です。

詳細は、日本学生支援機構 ホームページ又は給付奨学金 案内の冊子で確認してください。

日本学生支援機構 ホームページ

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/kyufu/index.html>



給付奨学金案内等（高専3年生向け）

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/yoyaku/tebiki/kousen.html>



給付奨学金案内等（高専4年生～専攻科生向け）

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/zaigaku/tebiki/daigaku_etc.html



募集案内について

募集時期：4月・9月（多少、前後する場合があります。）

※生計維持者の失職等で家計が急変した場合は、速やかに学生係へご相談ください。

案内方法：さくら連絡網、本校ホームページ、クラスへの案内掲示

「日本学生支援機構 給付奨学金」「授業料減免」について、それぞれ案内します。
認定の要件は同一ですが、両方での手続きが必要です。

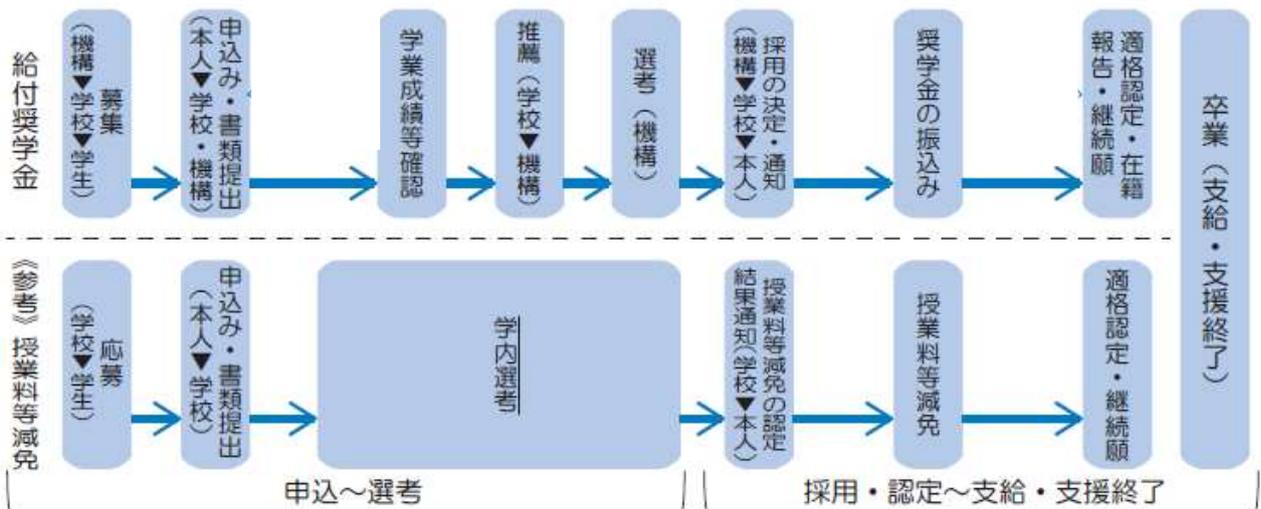
注 意 点：1～3年生時の就学支援金とは違います。各家庭に手続き用紙は郵送しません。

さくら連絡網等の募集開始案内を確認し、各自で学生係窓口にて要項を受け取り、
手続きを進めてください。

さくら連絡網等や申込資格の確認不足によって生じる不利益に関しては、自己責任となりますので、注意してください。

申請期間を過ぎた場合は受理されないことを理解したうえで、申請期間内に手続きを完了させてください。

●申込みから支給・支援終了までの流れ



日本学生支援機構 給付奨学金案内から

申請手続きの流れについて

修学支援新制度(日本学生支援機構 給付奨学金・授業料減免)新規申請

1. 申請資格の確認

日本学生支援機構 給付奨学金の申込資格があるかホームページで確認してください。

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/kyufu/index.html>



また、進学資金シミュレーターで収入の基準に該当するかどうか、おおよその確認ができます。

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/oyakudachi/shogakukin-simulator.html>



2. 給付奨学金の申請(4月上旬～/9月上旬～)

学生係窓口で申請書類一式を受領し、期限内に申請を行ってください。

※書類提出, インターネット入力, マイナンバー送付により, 申請完了です。

3. 授業料減免の申請(4月上旬～/9月上旬～)

給付奨学金と授業料減免両方の手続きが必要です

学生係窓口で申請書類一式を受領し、期限内に申請を行ってください。(提出書類:A様式1)

※結果が決定するまで, 授業料の納付は猶予されます。

4. 給付奨学金の採否決定(7月～/11月～)

5. 授業料減免の結果通知(7月～/11月～)

給付奨学金の採用区分に応じて, 授業料減免を実施します。

納付する授業料がある場合は, 通知書で引落予定日を案内します。

6. 在籍報告(4月/10月)

給付奨学金採用者は, 在籍状況や生計維持者等について, インターネット(スカラネット・パーソナル)を通じて定期的に届け出る必要があります。提出期間は, 学生係から案内するので, 期限内に報告してください。

※休学中等により給付奨学金の支給が止まっている場合も手続きが必要です。

※未提出の場合, 給付奨学金の支給が止まります。

7. 適格認定(奨学金・授業料減免 共通)

家計: 毎年, 奨学生及び生計維持者(父母等)の経済状況に応じた支援区分の見直しを行い, 10月以降の1年間の支援区分が決定されます。9月にスカラネット・パーソナルで確認してください。

学業: 半期ごとに, 学業成績などの基準に関する判定が行われます。

成績がクラス下位4分の1の範囲に属した状態(警告)が連続すると, 停止又は廃止となりますので, 学業に励んでください。

修学支援新制度(日本学生支援機構 給付奨学金・授業料減免)継続申請

1. 授業料減免の継続申請(8月～/2月～)

提出書類：A様式2

※半期ごとに申請が必要です。

※下記の「2. 後期支援区分の確認」で、「支援対象外」となっていた場合は、後期授業料免除は実施されません。10月又は11月に授業料を引き落としします。

2. 支援区分の確認

毎年、奨学生及び生計維持者(父母等)の経済状況に応じた支援区分の見直しが行われます。9月にスカラネット・パーソナルで順次確認できるようになります。必ず確認してください。

スカラネット・パーソナル

<https://scholar-ps.sas.jasso.go.jp/mypage/>



3. 在籍報告(10月/4月)

在籍状況や生計維持者等について、インターネット(スカラネット・パーソナル)を通じて定期的に届け出る必要があります。提出期間は、学生係から案内するので、期限内に報告してください。

※支援区分が、「支援対象外」となっている場合も手続きが必要です。

※未提出の場合、給付奨学金の支給が止まります。

4. 授業料減免の結果通知(10月下旬～/5月下旬～)

給付奨学金の採用区分に応じて、授業料減免を実施します。

納付する授業料がある場合は、通知書で引落予定日を案内します。

5. 奨学金継続願の提出(12月中旬～)

4年生・専攻科1年生は、スカラネット・パーソナルで奨学金継続願の提出が必要です。

提出期間は、学生係から案内するので、期限内に報告してください。

6. 適格認定(奨学金・授業料減免 共通)

学業：半期ごとに、学業成績などの基準に関する判定が行われます。

成績がクラス下位4分の1の範囲に属した状態(警告)が連続すると、停止又は廃止となりますので、学業に励んでください。

採用後について

・提出期限を守る

給付奨学金及び授業料減免手続きのため、期限を定めてインターネット入力や書類の提出を案内することがあります。郵送やさくら連絡網で連絡しますので、必ず期限内に提出してください。

・変更事項が生じたら、速やかに報告する

住所、氏名、生計維持者（父母等）に変更が生じた場合、学生係へ申し出てください。

さくら連絡網に登録しているメールアドレスを変更した場合、学術情報係へ申し出てください。

・学業に励む

修学支援新制度は、優れた人であって経済的理由により極めて修学が困難である人に対して、経済的理由により進学を断念することのないよう、進学を後押しする制度です。

学業不振等の場合には、停止又は廃止とするほか、支給済みの給付奨学金の返還を求めることがあります。半期ごとに適格認定を実施しますので、学業に励んでください。

(1) 廃止

- ①修業年限で卒業できないこと（卒業延期）が確定した場合
- ②修得単位数の合計数が標準単位数の5割以下の場合
- ③出席率が5割以下など、学修意欲が著しく低いと学校が判断した場合
- ④懲戒処分による退学又は除籍の場合
- ⑤無期停学又は3か月以上の有期停学の場合

減免した授業料を徴収します。

(2) 警告

- ①修得単位数の合計数が標準単位数の6割以下の場合
- ②GPA（平均成績）等が下位4分の1の場合
- ③出席率が8割以下など、学修意欲が低いと学校が判断した場合

(3) 停止

- ①3か月未満の有期停学の場合
- ②訓告処分の場合
- ③連続して「警告」に該当した場合

・他の団体や自治体等の奨学金との重複について

奨学金制度によっては、日本学生支援機構の奨学金との併用を認めていない場合があります。

その場合は、どちらの奨学金を受けるか自身で判断して手続きを行ってください。必要に応じ、日本学生支援機構 給付奨学金の支給を止めることができますので、止める場合は、学生係へ申し出てください。なお、その場合も、授業料減免を受けることは可能です。

・学生異動（休学・退学）について

必ず学生係にも申し出て、給付奨学金の「異動願」を提出してください。「異動願」が遅れた場合、奨学金の返金手続きが必要になります。なお、授業料減免は、休学中は支援を停止します。

問い合わせ先

〒737-8506

広島県呉市阿賀南 2-2-11 呉工業高等専門学校 学生課学生係

TEL：0823-73-8208, E-mail：gakusei@kure-nct.ac.jp